



壬號

寸心似火錄

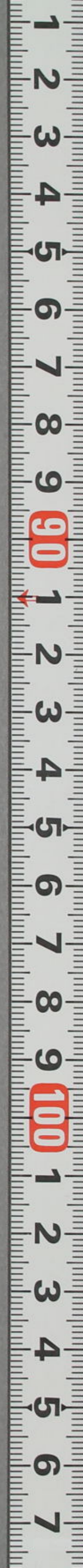
癸巳林
六年紀

栗

早稲田大学図書館

文書27

A 83



明治廿六年癸巳日記

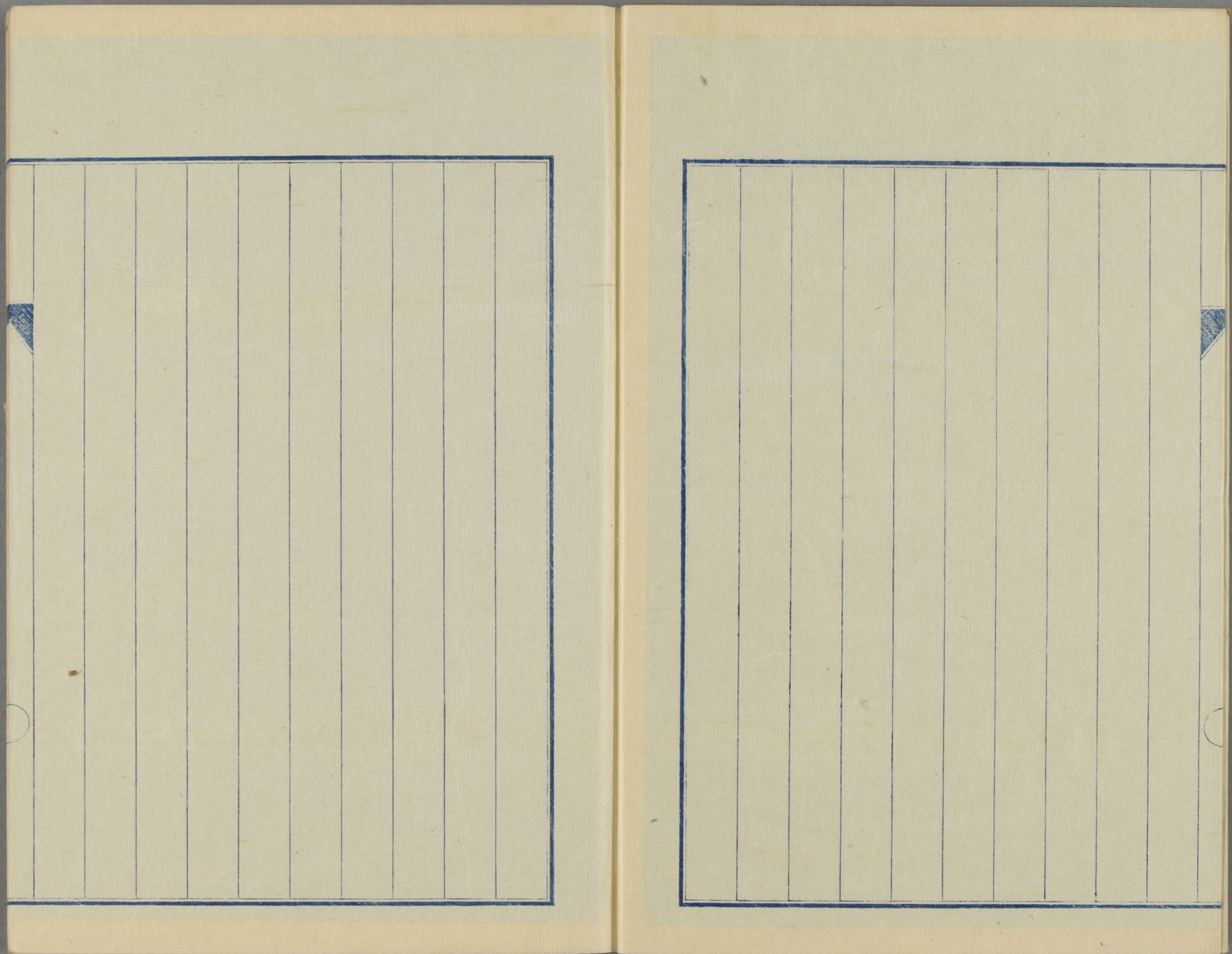
一月元日

早起芳拜萬福千祥七招門國族臺
青松緋竹相映新年瑞象舊元可哉
午前第八時大禮服着用差内九時十分
天皇皇后兩階下御通掛拜謁畢
皇太子殿下花御殿於拜謁青山御所上
皇太后皇太后風氣七拜謁嘉例之短酒頂
戴赤青山城曜院常徳院正道院飛雲院
大久保伊知知吉井元田等々々族

番町迄拜々黒田連係大臣官舎より伯爵並
事政園遊に往き一段時をまり本郷舊家
より拜員帰宅家族園遊麁屠蘇の酌僅
觴に終る

二日

今日終日在宅昨臘来々舊新を換へ除身辭
戎女選をらしめん物のり



以下
14丁
白紙

出勤

均方會計部定

大八之弟五郎之流書院中。相可市親云々
書所無一 大八之弟五郎之流書院中

十八

土曜

野々風黃雅と吹き日光燦然と照

出勤

午後風亦止終り閑戸

十九日

日曜

休職 青長義乃水娘不幸と追記可

予前漢黄新中記有月照然陽照命事大八之
西野行々始末と云々又屋中記行々云々

正。順方招方_と訪_し之_を歎_し。白_く厚_く市_を沽_ふ必_ず佳_く館_を
 と訪_し汪_の風_を藻_ふ心_を使_ふと_も意_を大_にと西_の安_を着_せと報_す
 劉_の慶_を訪_し通_を辨_を前_に公_を使_ふ書_を徑_を方_を於_に在_る天津_に開_く
 河_をと候_と結_と母_を極_とと_も合_を肥_を増_とと言_ふ
 徳_の大_に八_を法_をと事_を山_を信_を南_をと説_をと賞_を新_を中_をと部_を
 送_す

實所
 之
 乃
 五
 居
 動
 所
 能
 肉
 之
 實
 心
 何
 曾
 六
 歟

二十日

休戚陰之終日宅午以西沃之也。書程頤
相方以次陶京今養內謁也。言上

可祝也。郡日大尉千島行送別。白雲堂の別
灣より端艇を繋ぎ出ると、非常之人故、白雲堂
と云ふ。木尚梅衣、雪の面を映し、初めは、
古の久米也。仍、白雲堂の事と決す。

二十

出勒皇太子御海之柳系涉綠之仲人等
池田謙齋明公為古梅之松飲之

退下通信省より訪修殿より書付
黒留より訪揚本より書付見舞いより子書
九鬼理一より書付通信省大臣官舎より書付

道會議議所并會所之院整々出并ハレト大匠下
等之役迄此是之為之と云松本莊一修細里治
ホタテ口合

二十三日 曇天 廿三夜

西郷之役少ふ多也 岸信房出勤

二十日

出勤。后、演説致す。大八、西安行漢水
遊、奉天、瀋陽、之勇武と稱載

東宮大史奥氏より寸紙寄る 皇太子殿下より許
す。之、中、安、中、置、之、制、ある事、中、中、

有頃長帷氏海江田之書状と云、面房と云の
身、仍、面房

大山伯、あし、一羽、之、田、之、所、之、所、之、所、

松平氏、之、助、大、面、會、電、務、一、之、之、之、之、

大匠、之、之、之、

廿四日

朝、之、之、之、激、震、

出勤、鉄、之、井、上、勝、殿、正、三、位、辭、之、之、之、
外、之、和、之、之、之、之、之、之、之、之、之、之、
海、之、之、之、之、之、之、之、之、之、之、之、之、

岸信房

立花種蒔と於光倉より軍事辭表進呈願
通に滿敘位三位特旨より又金貳百五十兩下賜
八斗同勤如百石分より徴之惜

大八安着より山石并儒科より報告

二十日 土曜

如晴春 暖漸催 五十分以上あり

黒田大臣 昨通信官舎引拂、由官中、電話にて
宅名を問ふ、私印より存名を本

戸持金に海水流しあり、三島藩より訪来七人、
會ふ、西郷伯の妹あり、大山伯の娘あり、

とやう

牧野仲顯、高は次、高子、高子、高子

高子、高子、高子、高子、高子、高子

松方、病氣より訪し、高子、高子

黒田、高子、高子、高子、高子、高子

松十字、高子、高子、高子、高子、高子

高子、高子、高子、高子、高子、高子

高子、高子

廿六日 日曜 舊二月九日

好晴、風より高子、高子、高子、高子、高子

二十七

子瞻詩中有風香四并如

國寶表懷生才也之表具在指矣

三浦學事第一言 立花隆康

出勤 退下 富樫 家 徳 名 一 見 舞 臺

百花園之訪梅先海開龍吟之移田之志

睡夢。岩公局長。此世中。桂潛。疾。新。車。坊。

空気が流れ

三月廿六

枕上岩念 新位局長と云 船と接す

然令殿内省中改筆之少都石

より晉位向主事一人に在り其官実以

出氣之毒即得其死
破之

尚波多事 存以如申進 詳細之書

想事少活より用ゝ器具

三
日
七
日

以存身自愛

古急山主事啟

是夜桂王事 乃木 演説 乃木 乃木 乃木 乃木
 已 吉井 乃木 乃木 乃木 乃木 乃木 乃木
 乃木 乃木 乃木 乃木 乃木 乃木 乃木 乃木
 乃木 乃木 乃木 乃木 乃木 乃木 乃木 乃木

昨事あり。諸君、夫名も見減るゝ中減るゝ
なり。これ官報の所を言ふ事。其義
知い。一、高き官位に就くは、是れ凡そ
し、また又、昔よりある事。不平者
数多。此の如きは、中にも、既に、吾人
流、老朽辭表、さして却り、當時、さして、
高き免職、と仰せ、何の事か。
此の法、さして、後、少く、或る、
倒す事、その既、流、さして、
其事、外、来り、同様、最、極、不平、者、多し。

[illegible]

三
日
廿
七

安

沙

其後高麗院判事より少卿
 主簿に任ぜられ、其後少卿に
 たりし言報、之を以て解職せられし
 由者、其後行政府に任ぜられし

力に及ぶ所は其の如く
其の如く其の如く其の如く

三ノサ

溫

卷之四

卷之五

年事如斯
 里內有
 金銀
 所信
 白
 乃
 人
 操
 持
 改
 一
 信
 往
 七
 德
 考
 乃
 恩
 賜
 金
 一
 此
 紀
 中
 乃

侍從尚書少卿會吳公府長子伯承花房
 次官所屬川堂依古出昭姓內事津也子所
 考方書內卷之六不為也元而之丁丁下

三十日所
漢口大八華盤酒到着

予在石川大木之寺と西憲備後考其其力
 多頼と云一見也其於此寺に在りて位公
 之書留と云族院識多其也其之於所願分
 中其家并所玉極白意と云三位公其銀漢
 中其家并所玉極白意と云三位公其銀漢
 中其家并所玉極白意と云三位公其銀漢
 中其家并所玉極白意と云三位公其銀漢

古殿東詔賜元町印地永供、火災を憐れ
二山七第國院を、お坊、萬國、何、見也

三十日 妙晴

新北澤正成末

其方宮内大臣官舎を、此と永く、古世活、威
禮、事、不、成、罪、職、廿九年、海、初、恩、給
賜、之、却、友、を、と、て、計、算、せ、う、思、典、多、う、と
然、は、後、に、東、老
千坂園、山、う、と、長、事、非、職、官、数、を、て、方、
来、徳、を、崇、め、る、高、海、後、に、揚、我、七、非、職、奉、

人、之、勢、力、を、も、て、女、引、を、我、也、い、ろ、と、及、之、次、平、田
も、危、き、や、官、に、就、任、し、後、に、地、母、金、採、を、と、ま、り、日
庭、に、苦、痛、同、く、當、る、と、大、に、

岩倉倉長、に、去、る、実、に、為、利、を、金、を、

黒、田、に、種、を、引、し、身、を、一、禮、酒、を、一、と、さ、れ、村
酌、夜、十、時、に、懇、話、十、分、勇、氣、を、發、し、元、氣、を、鼓
舞、せ、う、と、い、ふ、事、

主、北、心、に、燈、明、基、に、其、ま、り、月、常、に、浮、き、沈、み、
な、ら、ぬ、事、を、沖、邊、に、海、を、電、報、を、

四月一日

三月廿

以過

力盡而先極

家聲之盛也

相者所多也。海內名士。家以詩書。其

之身也。後

古。厥割地。其印。不日。為。之。長。吟。淡。

二。

玉光。而。海。市。之。書。皆。夢。之。贈。以。伊。者。係。之。

詩。道。了。耳。

學習院教授市村生為。法。正。海。歷。改。年。也。

有。失。并。行。以。有。故。陳。以。合。者。上。分。其。

長。政。晚。方。松。露。之。贈。也。但。千。悔。悔。其。之。也。

三日

三月十七日。神武天皇。崇。

好。晴。無。風。春。色。如。海。內。名。士。海。內。名。士。

松。尾。相。顯。來。其。風。亦。如。也。

德。大。寺。信。長。之。如。利。之。也。

午後。青山。墓。系。大。八。西。安。府。安。着。并。之。予。

其。位。局。能。職。之。夢。之。也。

勝。伯。之。如。中。之。海。內。名。士。海。內。名。士。

其。身。中。之。如。也。其。如。部。姓。系。圖。說。之。也。

三浦安力弟にやし不立

四日 曇り

白川傍多来午前雨あつしの如し

三浦安力状にやし今午に書きたる皮紙の如し

カキハ、首長も今午に書きたる皮紙の如し

終日在宅。徳河、秋末、家政、大改業を

ひきかへし、りる

秋末、秋末、上、秋末、九回をりる

甲、秋末、秋末、秋末、秋末

五日 曇り

西郷出陣の件は
大山伯の書方
出

三月十日

出勤如例と親任式あり山縣司法大臣が
樞密院議長に任ず仁禮海軍大臣が樞密
院議長に任ず西郷伯が國民共會首
領に任ず海軍大臣が親任す
退く日本捕らるる買物標所は徳と買來
大山伯が賣物所より記者藤野房
次郎の如き世に活ちたり方隈より伊原
年書物より三姉妹と方隈より伊原
と隈より三姉妹の振作の如きあり

長州より薩州中へ、
自今、
州の向薩州へ、
其の以て、
少外より、
一兵隊、
之を一派、
報知、
勝海軍、

小記

おの會、
十日、
十日曜、

寒漸、
寒漸、

相馬、
及戊辰、
其春、
用、
七月、
伊達、
戊辰、
舊藩、

園部、
佐、
佐、
佐、

通る再々奉兵に人あり。其時正義、高知、先
子、後、氏、家、道、い、ま、あ、り、目、馬、を、校、に、隨、ひ、
り、あ、り、来、り、國、部、風、旋、の、様、集、新、九、郎、に、
告、げ、大、村、益、下、に、集、り、大、村、來、勢、の、一、方、
久、我、大、細、言、と、軍、艦、を、仙、谷、集、り、付、け、平、達、知、事、
を、換、へ、家、老、以下、數、名、と、斬、首、の、白、と、云、ふ、
決、て、せ、と、云、ふ、舊、藩、士、分、を、云、ふ、と、惡、し、
様、集、を、惡、し、は、る、國、部、木、一、等、と、梅、田、知、事、
より、北、地、開、拓、の、任、事、を、改、め、ら、と、民、部、官、
副、知、事、廣、海、兵、部、に、來、り、廣、海、大、隊、成、り、
竟、み、自、費、と、い、ふ、開、拓、新、出、と、い、ふ、防、兵、與、謀、
草、野、之、大、集、り、と、然、在、北、地、に、林、擡、と、持、數、改、め、ら、

製本夜多買錢日料多造ハナリ
可祝舟行功造帝方ホ元子十二之鷹鳥をて御
夜膳氏日著州多授ナリ

十三日

朝吉并來藏書如後
 出動農商政官西村捨藏辭職之叙任あり
 楠氏系圖の調より東省大野南亭の合談判
 退省頃風邪氣あり省中政事の宛あり
 退省直黒田を訪ひ勝の海軍の記を轉送す
 以中清より貿易より為す先年西鑑帝に
 説き勝の亦然りとて西公使の魯都に
 贈寄の書状も借より一月十日魯都より
 千九百年上とサヘリと録道通の上成切なり

公如事并

出勤 予前月俸小賜

予故之親任及芳門題正月法大臣

松方后内系・勝伯と後以在藩西公使

書状をせしむ大橋依事と多ふ名日洋行

より。口布井上伯朝、増田順、行くや、彼

家、イヤかんモアリト云ふ

大八西安府より一月廿六日、書後を海況列名

と事、平安と云ふ一、大白と云ふ、致す

十七

三音雨觀梅香

本國商人等亦欲向此等地方
 自由通商其理由應予承認並准以拜觀之
 此等要領然死職之處必為所事對付自
 七年內商務遂以改費以即限犧牲之成事
 夫結局老朽不用之為此一昨身吉井沒
 收其身之上安上如印家方之改男乃已上老甚
 之清國始末五不安晚後老初治之平七抑しり中
 此國層用設有和平精壯願之印さる和
 此年內却與中々如此異動多し若非非誠

世に命を蒙る者、
 九年、
 萬田、
 因、
 後、
 賜、
 老、
 一、
 新、
 曾、

明初不克基之者一而為軒之悅相也

四

沙

海印田名

[illegible]

夢龍亭

勝石之夢納六瓶之山歌
歌之臨以千本

多祇に免てま方の束もしらぬ哉

おとろけはあはれなり

女

なる物に傳ふ教も海内を流る
まをいひて傳ふ見はけり
觀極會位に處而も延引に
吉井より三年祭と年を親類中
す菓子に贈ふ所も觀極會に
傳ふ日をも並に不棄せし
て之を海花の節あり

水野康平公立病院院長
は友に伝ふ病に
老女に傳ふ病に
四つに傳ふ病に

勝も才身計り臥床漸く延び
床へ入りて伊藤も先づ
とて不出りて面を
才成見たり高島四郎大夫

高島山長安の年あり
舟に乗りて舟中
石像に傳ふ病に
天保に傳ふ病に
お傳授に傳ふ病に
何れに傳ふ病に
老女に傳ふ病に
名高に傳ふ病に
如影に傳ふ病に

[illegible]

幕府へ軍政一統の時を
望み西洋火技を併得高島秋帆より秘蘭文
其師匠なり

廿二日 如所

早起東馬車に乘り東窓を推し朝日升る草木塔
露光を輝く朝中我を愛する國撫育教を施
色を大に清華とす也

縣運歷十年間
一萬百方
三十萬
一萬年
二百五十萬

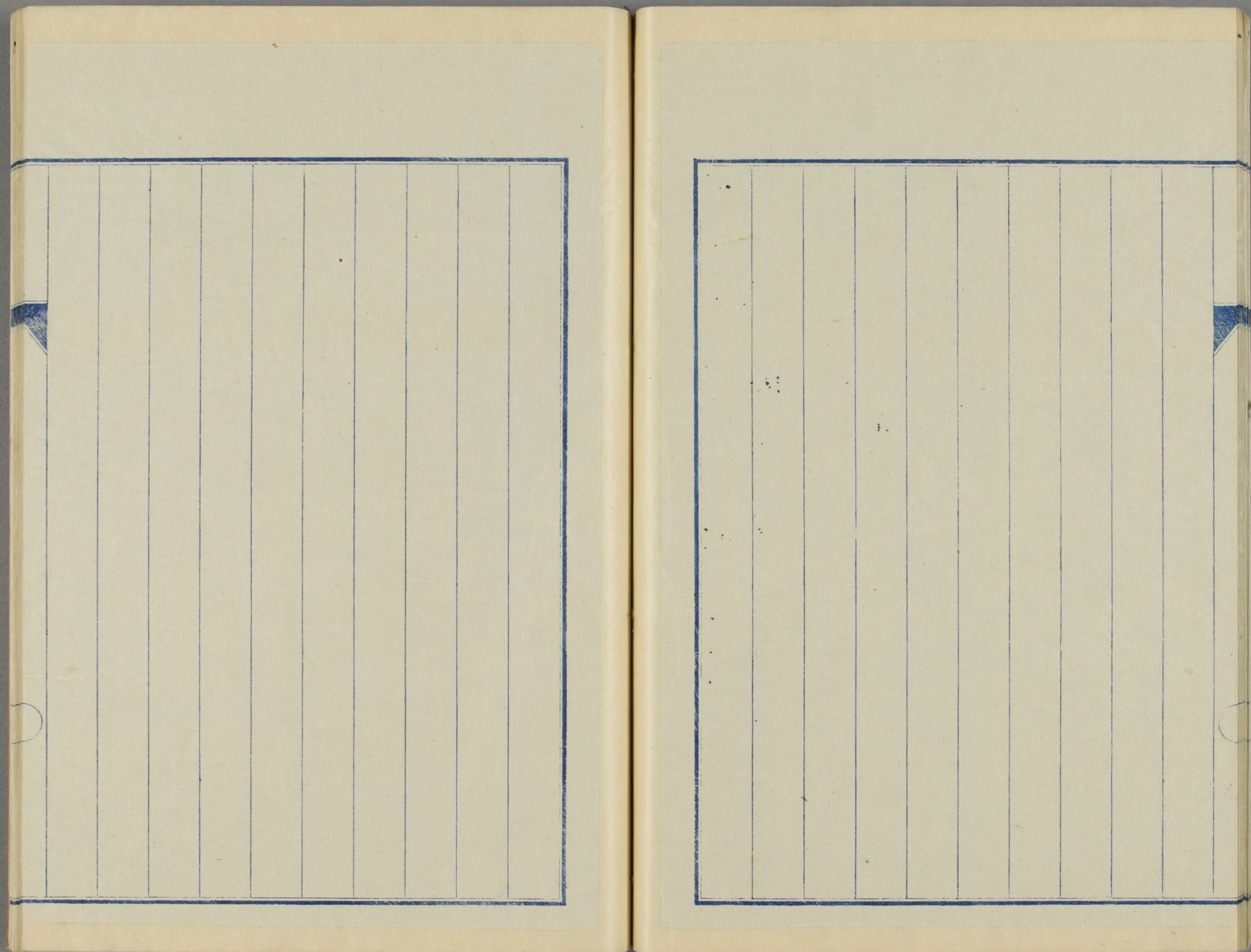
都合不都合十九日仍なる所迄既
 此より舊知已且中々之り内事
 系せし中あり本田親権の御伊地
 白く世嗣正下之變又か御方甚心
 りる左由收見人なりと存由指軍
 役せし中ありとある特別に運
 今更吉井自三郎海之三子年孫
 主時青山墓系比嘉人の為人等
 城より三拜先着新飯原町大山
 上明彦平と名乗る
 有力者宅を所霞あつた卯一歌
 幸花おや呉港へ船を在り完其

但對子家族は爲月下旬より岩瀨に移るに
 鎌倉を逃定めて南平中 方分る所
 三向と黒田とあるのみは掛際故不違書見ると
 仰完汪公傳上已に秘録忠考中 丑向
 へふふと朱只今より多々誤且法中へ危
 漢月見とて其系其を以て皆二本持馬を
 駢木郎と誤切欠直誤惠保に右端より持馬
 干響と半分多誤山村ニ書ふ黒田事ゆ大悦
 是の時任調所折田伊集院も集酒所例
 の刀剣目利物も其時次と似且教へ
 之が等師宗惠入傳約略に標準千弐冊
 出来口の等師宗以下西郷吉成と書有持馬也即

馬場原彰非職、見舞也。其年、ヒナリ也。
轉々、（一）還る。○其立商社、株主五百集會、
（二）二十三日、曇云。
西虎軒及奈良良所傳を如く
手前吉己（三）和歌二首出、且法行便信の
寄貼。海に舟を仕立さうとす。
可なり大英財的協業族會館は各院
は徒と日計財的ありし出張七寺と書品
金銀名流筆を推せり。
晩天より金移地向と新の法術述出我々買
物。豆肉田粟も、吸取多う。○有供、
此曾半法、（四）千歳年分限ら風。
昨於多田讀意と平い面高起原を一詩法要、

稽

[illegible]



十五日朝わく暖き融けぬ
烈風吹く秋風なり外に草木の緑す

昨日大いし即ち雨の降る係き草葉淡緑の青

十二日おあけ

海に海器銘點削り便物木
立花より勝る見よ近都の秋木

中條江恒へ木々お十時より午後一時まで
斗雲海に秋の光

府にお別れにわが秋の光
管見の秋の光
管見の秋の光
管見の秋の光

[illegible]

喉中胃中系瓶山破如女信

呂祥增之謙先詩稿點評來阮孝之詩
題之掌寶餘別課懷抱老於詩作亦善

暮方々家内一円
 三股寛判と辨
 長引の齋
 一取
 十二
 所
 須
 用
 毛

十二月十一日

昨夜塘前之宿餅之氣之氣不佳

年收副島市を以て訪はせ及不考山計故不
好昌業と云

張滋陽亦來晚登小酌系盛會也詩二首

与汝推敲手
把酒时倾瓦。三市
如心也。此

托席中
 吳升之
 河島
 昭官
 紀振
 肅緊
 急勅
 漢乃

伊蘇有相責但上虞之本以朗讀耳

陽宅黑井順亭乃安部忠孝日之友也

十月廿一日

山縣侯之陶朱略美內若官紀振興

[illegible]

農商訪相，
株式取引所
法案裁判所
後有大臣の
認可

[illegible]

第五卷
星不信任
徳陳
伊藤
官紀振書

井とある。分譲。神子星。漢長。不信。任。着
之。除。幕。又。進。之。伊。藤。内。閣。ま。し。切。り。込。ん。で
官。紀。振。書。と。な。り。て。如。く。漢。場。に。形。勢。を。示。す
た。る。事。を。漢。場。に。示。す
多。く。抄。録。を。な。し。漢。場。に。示。す。山。陰。を。見。ぬ
唯。目。お。し。地。方。の。事。を。一。件。と。し。島。根
沈。没。一。事。を。繁。華。に。示。す。國。家。に。大。目
注。し。然。し。抄。録。を。な。し。大。目。と。し。人。を。示。す。政
を。示。す。一。止。此。大。目。並。列。と。し。は。元。親。大。臣
を。示。す。小。人。を。示。す。大。目。と。し。早。く。窮

た。る。一。事。を。示。す。大。目。と。し。早。く。窮
際。下。に。底。層。を。示。す。一。止。此。大。目。並。列。と。し。は。元。親。大。臣
世。の。黒。田。を。示。す。大。目。と。し。早。く。窮
奥。に。示。す。一。止。此。大。目。並。列。と。し。は。元。親。大。臣
新。世。に。示。す。大。目。と。し。早。く。窮
と。し。一。止。此。大。目。並。列。と。し。は。元。親。大。臣
條。伯。の。定。定。を。示。す。大。目。と。し。早。く。窮
大。目。の。ソ。フ。リ。を。示。す。大。目。と。し。早。く。窮
廿。年。局。法。を。示。す。大。目。と。し。早。く。窮
正。面。を。示。す。大。目。と。し。早。く。窮

外強內乾

敬者而之舟一隻は新當も外へ我佛の
 言ひ法題せしも而之三害政体より欽定
 憲法より極め込んて國民のみ海軍の根柢
 こそ其肩より出さる治ラスは其肩より出
 大臣退職せしむる退けし目て眠んたるみ
 外都大臣の徳者有る無き要ぬと
 實に所消せし方こそ其方たのみ
 俗に之を新報し其層始末を考る者をもべ
 一寐寤先生にふりて其方阿の宿
 木綿に着物に牧歌の如く大和屋より三田高次郎とて其

老翁若く湯花に師匠より免状を授けし金首
 差出せし其を賜ふ師匠より目の病を考へ金首
 せしと先づ差出せし金首を命ずる目より
 老翁金首持しし年明しし其病を考へ免状を
 賜ふ三師より金首中一客に城を遷し議院敷居
 するんや三師より退物せし

海水温泉一浴いたし、法新軒洋食以常と費
し御宅。おやうど御町に参りて参りて
安否を承知し、衆議院停層と
勅命を以て

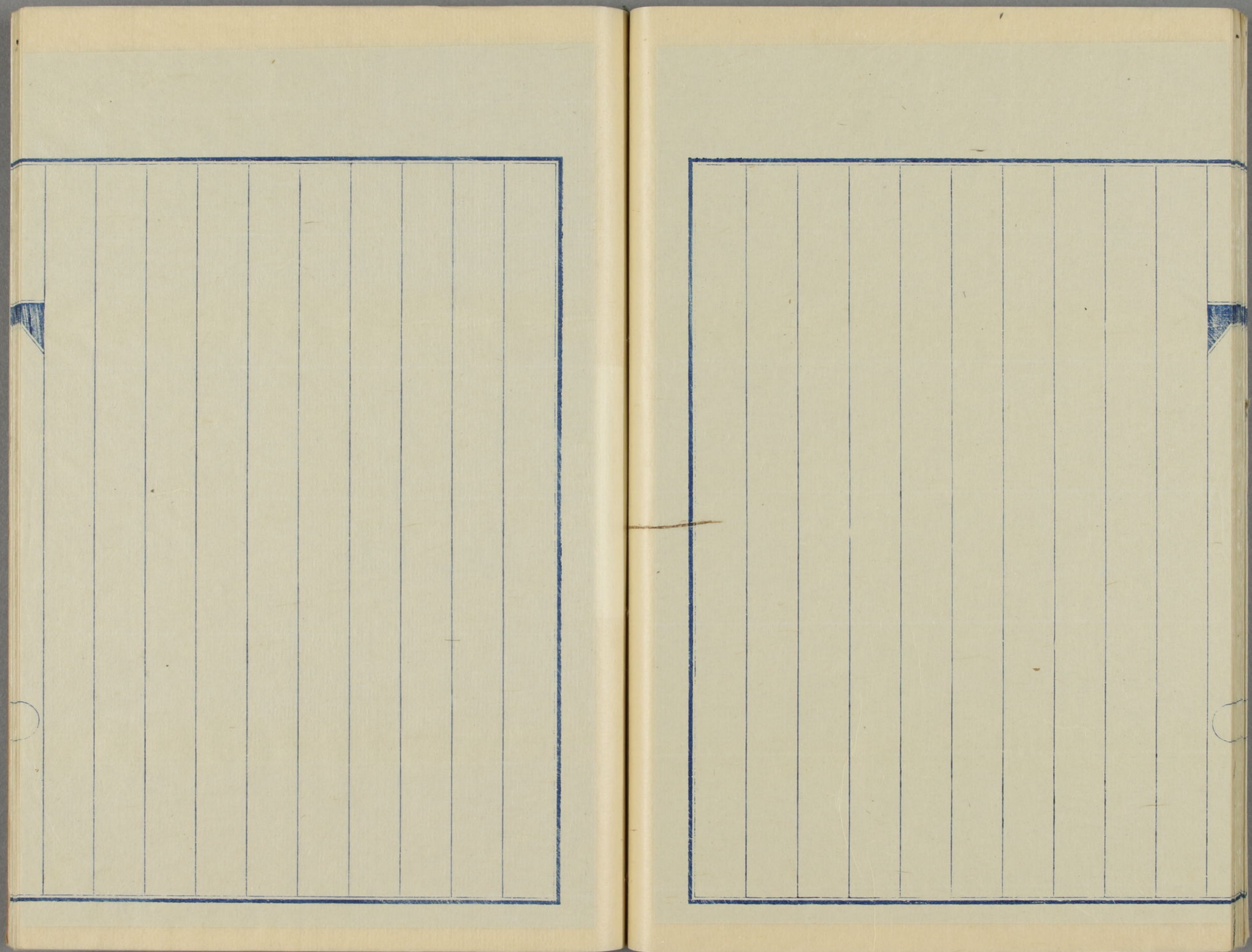
昨日衆議院で安部外相根拠壇上より提言
修例施行建議案の理由を説明し方々を日頭を
んと修例施行會の勅命を待てし其より千島艦
事件に上奏案を提出し府會之反對を
決する所一二國を仲居と為る協議ありと
各大臣は衆議院より衆議院の形勢を察し
修例施行建議案の院議より伊藤首相が特別
を授け大臣之を授けし以て修例を
三浦は修例を授けし以て修例を授けし

再考し修例を授けし以て修例を授けし

森長義入木坂蘭漢詩を授けし以て修例を授けし
志事會に臨む山を名に長政平田より授けし
月待生を授けし以て修例を授けし
二十日 修例を授けし
修例を授けし

修例を授けし
修例を授けし

夜梅子集 十卷 孫應仙
也



以下
14丁
白紙

北風半解半陰風

眼目思忠利之明日母之正名
其為古者之小損
其為古者之小損

小見源流八本直以兼德
其為古者之小損
其為古者之小損

板板音信之面一書眼年題詩
其為古者之小損
其為古者之小損

南海堂一先侯挺身鳳翔
其為古者之小損
其為古者之小損

潛伏秦封事書以潘震淚自流
其為古者之小損
其為古者之小損

感君投擲謝苦藩夫石之間見肺肝
其為古者之小損
其為古者之小損

千秋名札風霜濟
其為古者之小損
其為古者之小損

積年以來通記居一端、
上は、
唐中、
り、
其年

六月廿

減

板恒信光

史

身、
其年

身、
右府、
文、
記、
末、
運、
吹、

方官の事書改をす

日印係

市

晩餐收賦の事訪書局より移き、と書きたり
初め、神田山王の祭禮、似て、
交わりの禮節を、換へ、
七日、
と、
行、
錢、
五、

大極殿、
毎、
地、
改、
え、
三、
朝、

子、
常、
昔、

大に長安壯健阿代の白虎のとき
 横田法之助の借用金に引下ろしに引下ろし
 翌一年極め且公證人の證を以て控定方より
 長江の公證人の規則を法規提要に併し開覽し
 目黒の油長江の油を以て入る晩より御守
 有泉の手禮酒飯に出る時散歸の儀
 一多密神 一茶子 一茶子
 一有泉 一有泉
 一有泉 一有泉

七月一日晴炎八十八度
 早起南境の草を掃除
 奇功院の廿六年忌の寺
 乙亥戌の若者免任
 甲府市常盤所内藤傳左門の経典論語十冊
 達子関義我臣編纂より多し関子所より
 花房宮内次官より養浩堂の紙返却一冊
 信長長徳大寺内院より
 大滝新太郎入札の花屋の文三張
 八月十日日記持来直筆を改めし

秋涼甚のほ収細涼 梅子と新く 盃添ひ
詩を吟し 晩飯就寝

二日晴暑如昨

早起南境の垣下より草を刈除く 卒業
大正二年の長尾より久大 長尾より 古実上
清公使に七月八日夜宿し 翌四日返事す

